



五所川原法人会

ニュース

発行 令和2年11月1日

公益社団法人 五所川原法人会  
〒037-0063  
青森県五所川原市大町1番地  
TEL 0173-35-1318  
FAX 0173-35-1822  
E-mail: gohojin@muse.ocn.ne.jp



私は青森県での勤務は初めてとなりますが、平成元年の消費税導入と同時に仙台国税局に採用となって以来、幾度となく青森県担当として県内各地で仕事をしております。

令和2年7月10日付の人事異動で、五所川原税務署長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

# 着任のご挨拶

五所川原税務署長

齋 清貴

この度は、出身地である宮城を離れ、歴史深い津軽の地に腰を据えて職務に取り組めることに身の引き締まる思いです。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、管内でも五所川原立佞武多をはじめ数々のイベントの中止が余儀なくされるなど、多くの皆様が影響を受けられており、心よりお見舞い申し上げます。

五所川原税務署では、新型コロナウイルス感染症の影響により申告や納付が困難な方には、その期限を柔軟に取り扱うことや納税の猶予制度をご案内するなど、引き続き納税者個々の実情に十分配慮しつつ丁寧に対応してまいります。

他方、コロナ禍で様々な制約はありますが、租税教育の拡充や「自主点検チェックシート」の活用等の地域における税務知識の普及や納税意識の高揚、企業経営の健全な発展等に向けた取組は継続する必要があります。

今後も「税のオピニオンリーダー」である五所川原法人会の皆様と一層の連携・協力を図りながら可能な限り取組を継続させつつ、コロナ禍の早期退散と五所川原法人会をますますの発展と会員の皆様のご健康・ご繁栄を祈念いたします。私の着任の挨拶とさせていただきます。



## プロフィール

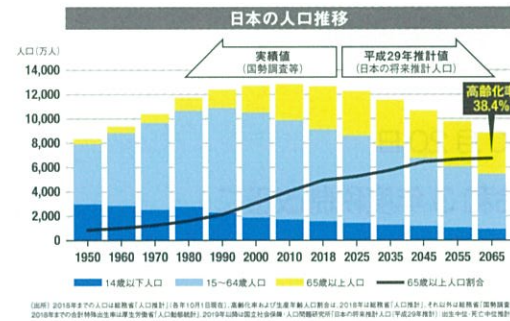
性 格 几帳面です。  
趣 味 史跡見学、トレッキング  
特 技 ラジオ体操  
休日の過ごし方 史跡や観光地巡り、街中散歩など

# コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と未来のための「財政健全化」を求めます!



公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 小林 栄三  
伊藤忠商事(株) 名誉理事

中小企業を中心として全国約80万社の会員企業で構成される「経営者の団体」公益財団法人全国法人会総連合(略称:全法連)は、9月24日開催の理事会において「令和3年度税制改正提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルスの影響により、厳しい局面に立たされています。まずは、経営実態等を見極めながら、中小企業が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。また、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超し国内総生産(GDP)の2倍と、先進国の中で突出して悪化していますが、そこに今回の新型コロナ対策による多額の債務が上乗せされました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化にも配慮することとし、社会保障制度の基本的考え方、国・地方を通じて徹底した行政改革の推進などについても提言しています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体などに対して提言活動を行ってまいります。



## 令和3年度 税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を!
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を!

## 令和3年度税制改正に関する提言(概要)

### I 税・財政改革のあり方

- 1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化**  
新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。また、新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大規模規制緩和のスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革を入れるよう準備を進めることが重要である。
- 2. 社会保障制度に対する基本的考え方**  
持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。また、社会保障のあり方は、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。
- 3. 行政改革の徹底**  
地方を含めた政府と国会は「まず腕より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。
- 4. マイナンバー制度**  
マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言えない。それは今後の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

※提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

### II 中小企業が事業継続するための税制措置

- 1. 法人税関係**  
中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。そうした中で、中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充が必要である。
  - (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
  - (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
  - (3) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」の延長、拡充。等
- 2. 消費税関係**  
消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
  - (1) 現在施行されている「消費税率軽減特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今後の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- 3. 事業承継税制関係**  
我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる本格的な対応が必要と考える。
  - (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
  - (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- 4. 地方税関係**
  - (1) 固定資産税の技術的見直し
  - (2) 事業所税の廃止 等

### III 地方のあり方

今後の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いつけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

## 法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約80万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の未来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次世代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。

公益財団法人 全国法人会総連合  
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6 全法連会館 <http://www.zenkokuhokujinkai.or.jp>

社会貢献活動

☆10月27日  
 学校図書整備推進事業  
 深浦町立 深浦小学校に学校図書  
 を寄贈しました。



中林校長と今会長(右) 2020/10/27 深浦小学校にて 中林校長と堀内副会長(右)

税の提言活動

☆10月20日  
 令和3年度税制改正に  
 関する提言  
 県(11/17予定)・五所川原市(10/20)  
 に要望しました。



今会長(左)と佐々木市長 2020/10/20 五所川原市役所庁舎にて 田中税制委員長(左)と磯邊議長

「令和3年度税制改正に関する提言」は、公益財団法人全国法人会総連合ホームページから  
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/wp-content/uploads/2020/09/令和3年度税制改正に関する提言.pdf>

租税教育活動

青年部会(貴田竜会長)は、五所川原税務署管内の小中学校6年生を対象に8校で租税教室を開催します。



2020/5/15 五所川原小学校(五所川原市) 2020/9/8 栄小学校(五所川原市) 2020/9/28 金木小学校(五所川原市)

- (今後の予定)
- 10/27 稲垣小学校(つがる市)
  - 10/29 車力小学校(つがる市)
  - 11/16 南小学校(五所川原市)
  - 11/25 いづみ小学校(五所川原市)
  - 12/21 柏小学校(つがる市)



今 謙一 会長



五所川原税務署 齋署長

令和2年度第2回通常理事会が9月24日(木)午後4時より、ホテルサンルート五所川原において、五所川原税務署齋署長並びに法人課税部門伊藤統括国税調査官を来賓にお迎えし理事28名の出席のもと開催されました。

報告事項2件を協議し、いずれも原案通り承認されました。

- [報告事項] 一 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について  
 二 研修会等の開催変更について

通常理事会終了後、令和元年「黄綬褒章」を受章された(株)脇川建設工業所 脇川一生代表取締役会長並びに「旭日双光章」を受章された(株)外崎配管設備 外崎勲取締役会長に記念品の贈呈が行われました。また、五所川原税務署齋署長より令和元年「仙台国税局納税表彰」を受章された(株)今工務所 今謙一代表取締役役に記念品の贈呈が行われまし



黄綬褒章を受章された 脇川一生 様(左)



旭日双光章を受章された 外崎勲 様(左)



仙台国税局納税表彰を受章された 今謙一様(左)

五所川原法人会からのお知らせ

☆11月11日から17日 税に関する小中学生の作品展

五所川原合同庁舎内1F エントランスホール・2F ホールで税に関する小中学校の応募作品が展示されます。

※ 令和元年「小学生 税に関する絵はがきコンクール」応募作品が展示されます。

- (五所川原市) 栄小学校 金木小学校 南小学校 五所川原小学校 松島小学校  
 (つがる市) 車力小学校 向陽小学校 柏小学校 稲垣小学校  
 (鶴田町) 鶴田小学校 梅沢小学校 (板柳町) 板柳東小学校 (中泊町) 薄市小学校

☆五所川原法人会ホームページ が移転しました。

[URL] <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/goshogawara/>に移転しました。

☆五所川原法人会 e-mail 「gohojin@goshogawara-hojinkai.or.jp」を廃止(2020/12/31)します。

e-mail でのお問い合わせは 「gohojin@muse.ocn.ne.jp」をご利用ください。

☆五所川原法人会携帯電話「090-2602-7060」を廃止(2020/11/30)します。

電話でのお問い合わせは 「0173-35-1318」をご利用ください。

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを  
 活用していますか?

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に  
 (法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の  
 コーナーからダウンロードできます。  
 また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検  
 チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご利用ください。